

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

国の審議会（液化石油ガス流通ワーキンググループ）における資料等について
(お知らせ)

標記審議会が下記のとおり開催され、その資料が経済産業省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

なお、誠に恐縮ではございますが、同資料につきましては容量が大きいことから添付しておりませんので、下記ホームページよりご確認くださいませようよろしく願いいたします。

記

【経済産業省ホームページ】

○液化石油ガス流通ワーキンググループ(第9回)：令和6年5月20日(月)開催

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/009.html

〔主な審議内容〕

前回(1月29日)の本WGにおいて、中間取りまとめ案について審議され、これを受けて、制度改正(省令改正)が令和6年4月2日に行われたことが報告され、さらに、省令改正を受けて「取引適正化ガイドライン」の改正案について審議が行われました。

当協会より、委員として高橋流通委員長及びオブザーバーとして村田専務理事が出席し、全L協の制度改正への対応(全L協が作成した行動指針の策定経緯及び内容の説明、実際に宣言したLPガス販売事業者の情報等)について説明を行いました。

【高橋委員及び村田オブザーバーの主な発言】

〔高橋委員〕

- ・4月の改正省令の公布を受けて、随時、LPガス販売事業者が「自主取組宣言(以下、「宣言」)」を行っているが、この会議の委員の中に、まだ宣言をしていないLPガス販売事業者がいることは残念である。この「宣言」を逆手にとって、切替営業を行っているLPガス販売事業者がいることから、行政の方で取り締まっていただきたい。率先して「宣言」をしたLPガス販売事業者が馬鹿を見るようなことになるのはおかしいことである。

- ・都道府県行政はこれまで保安重視で流通に関しては避けている感があった。今後は流通に関してもしっかり指導していただきたい。

〔村田オブザーバー〕

- ・「宣言」をしたLPガス販売事業者に対して、むしろ何も出来ないだろう、反撃出来ないだろうと「宣言」を逆手にとって、そこを狙い撃ちをして駆け込み的な営業をやっているというような、非常に残念な商道徳的にどうなのかという事例があった。そこは非常に懸念される場所であり、そういうことが起こると正直者が馬鹿を見るということで「宣言」に対して、非常に後ろ向きになるようなことが起きないか大変懸念している。
- ・今回示されたガイドライン(案)は詳細なものとして作っていただきたいが、書ききれない部分もある。よって、多数寄せられたパブリックコメントに対する回答や通報フォームへの対応等をQ&Aとしてデータベース化して公開していくことが関係者の制度改正の理解を高める為に大変重要である。特に、通報フォームに寄せられた問題事例については匿名で良いので公表することが望ましい。
- ・細かいところで実際どこまでが問題なのか難しい部分がある。ガイドラインQ&A、データベースを参照しても法令に抵触するか不明なケースが出てくると思われる。2001年3月の閣議決定で導入された「法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)」の積極的な活用を周知・啓発していきたい。事前に行政庁に問い合わせる法令に抵触するか確認するというやり方で、行政庁は30日以内に回答する義務とするもので、今回の制度改正の規制のポイントである液石法第16条第3号もその制度の対象と明記されているので、これをLPガス販売事業者に活用いただければと思う。この経済産業省の回答は公表されるので第三者にも参考になる。通報フォームに寄せられた情報への対応方針の公開と共に、ガイドラインを実務的に補足するものとして期待される。
- ・実効性の担保対策として、都道府県行政レベルの対応について懸念する声があることを踏まえ、自治体担当者向け説明会を継続していただきたい。特に、液石法の立入検査重点事項として、販売方法の基準が加わったのでその点を踏まえ都道府県への指導を積極的に行ってほしい。なお、LPガス販売事業者、関係行政、消費者等全ての関係者が本件について理解が深まるように経済産業省として、説明のビデオをオンデマンドで視聴出来る体制を取り、ガイドラインの出るタイミングで誰もが視られるようにしていただきたい。
- ・全L協では「宣言」したLPガス販売事業者をリスト化しているが、その宣言の中には取り組む内容が実態として宣言に値するか疑問に思えるものがある。経済産業省として「宣言」が果たして真に中身があるものかどうかしっかり精査いただき、経済産業省のホームページに公表すべきである。この「宣言」は

大手販売事業者から中小販売事業者を含め全体で行っていくものなので、是非とも元売レベルからも系列会社に対してしっかりと「宣言」を促すようお願いしていただきたい。

- ・ 7月施行後の問題事例への対応については、しっかりと監督して速やかな立入検査を行える体制を組んでいただければと思う。特に、通報フォームに寄せられた問題事例についてはしっかりとウォッチしていただきたい。
- ・ 省庁間の連携については、これまでのワーキンググループにおいて指摘のあった事項に関して、国土交通省、公正取引委員会、消費者庁のこれまでの対応状況について、それぞれからご回答をいただきたい。

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、岩田